

## 富士吉田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、近年、加齢に伴う身体機能の衰えに起因した交通事故が多発していることに鑑み、富士吉田市内循環バス（以下「タウンスニーカー」という。）を自己の運転に替わる新たな移動手段として利用する機会を創出し、高齢者を支援することにより、運転免許証の自主返納を促し、もって高齢者による交通事故の減少とタウンスニーカーの利用促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主返納 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し、全ての種類の免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (2) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (3) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第6項に規定する運転経歴証明書をいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、本市の住民基本台帳に記載されている者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満70歳以上の者
- (2) 有効期間内に運転免許証の自主返納を行った者

### (支援の内容)

第4条 市長は、使用開始日から起算して1年間有効となるタウンスニーカーフリーパス（以下「フリーパス」という。）を予算の範囲内で交付することにより、自主返納を支援するものとする。

### (支援の申請)

第5条 前条の規定による支援を受けようとする者は、富士吉田市高齢者運転免許証自主返納支援申請書（様式第1号）に次のいずれかの書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 取消通知書の写し
- (2) 運転経歴証明書の写し

2 前項の規定による申請の受付期間は、次のいずれかの日の属する月の月末から1年を経過する日（その日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、その翌日）までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当該受付期間後においても申請を受け付けることができる。

- (1) 取消通知書の取消日
- (2) 運転経歴証明書の交付日  
(支援の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査して支援の可否を決定し、富士吉田市高齢者運転免許証自主返納支援（不支援）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援をすると決定したときは、当該申請をした者に対し、フリーパスを交付するものとする。

3 フリーパスは、対象者1人につき1回を交付の限度とし、再発行及び払戻しは行わない。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、支援の決定を取消し、フリーパスの返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に取消通知書の交付を受けた者について適用する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）